

小樽市地域防災計画の全面的な改訂の概要について

1. 本計画の体系の見直し（令和4年度の小樽市防災会議で承認済）

○平成9年度の計画改訂から20年以上、部分的な修正・加筆を繰り返しており、災害種別ごとの応急対策などが不明瞭な状態であったため、全面的に体系の見直しを実施。

2. 第1編：総則（P1～P77）

■第1節：「計画の方針」、第2節：「市、防災関係機関及び市民等の役割」

○本計画と上位計画との関係性、本計画の全体構成や修正履歴、計画推進の基本方針、自助・共助・公助の役割を新たに記載。（※他都市の地域防災計画等を参考）

■第5節：想定する災害

○災害応急対策を進めるに当たって、想定する災害（大規模震災、風水害、土砂災害、雪害、その他の災害）を新たに概要として記載。

■第6節：防災組織及び共通的な災害予防計画（再編及び項目追加）

○第2「小樽市災害対策本部の組織」の非常配備基準等を明確化、また第6「避難警戒体制の強化」、第7「感染症対策の推進」、第9「地域防災計画・業務継続計画の継続的な見直し」、第10「その他計画との整合や社会の変化に伴う対応」の項目を追加。

3. 第2編：大規模震災対策（地震・津波）（P1～93）

■第1節：対策の概括

○平時の災害予防計画から災害時が発生した際の災害応急対策計画、復興期に入ってから災害復旧計画の流れ、本市において最も被害が大きくなると見込まれる大規模震災時の具体的な被害数量を掲げ、それぞれの状況の中での対策を再編して記載。

■第2節：災害予防計画

○第1の災害予防に当たって市、防災関係機関等の心構えや第3の地震等に強いまちづくりの推進、第8のライフライン施設の予防対策などの項目を新たに記載。

■第3節：災害応急対策計画

○第1の「市災害対策本部の設置・運営対策」や第4の「職員等の安否確認対策」、第5の「庁舎等の被害状況の確認対策」、第8の「避難所の開設・運営対策」などの項目において記載を修正。また第14の「ライフライン施設の応急対策」は災害予防計画に併せて追加。

4. 第3編：個別災害対策（P1～120）

■第1章～第8章に分割し、それぞれに災害予防対策、応急対策計画の内容を充実

○個別に中規模な災害が発生した場合を想定し、第1章の「風水害対策」から第2章の「土砂災害対策」は、第2編を基本としながら、必要な資料を第5節の補足資料として集約。

○第3章の「雪害対策」から第7章の「大規模停電災害対策」までは、これまでの記載の時点修正が主な内容。

○その他事象の災害対策は、第8章として「道路災害」「鉄道災害」「危険物等災害」「火山災害」「航空機災害」「武力攻撃事態等災害」等は、基本的事項のみを記載。今後、知見が積みあがった段階で随時、記載を予定。

5. その他

○札幌管区気象台からの予報等の情報に関する主な修正事項（緊急地震速報の発表基準に長周期地震の基準を追加、キキクルの表記変更に伴う修正など）

1. 本計画の体系の見直し

第1章 総則
01目的、02防災関係機関の業務、
03本市の概況、04本計画の修正
第2章 防災組織 (防災会議・本市対策本部等)
第3章 通信計画 (気象予警報、情報収集伝達)
第4章 災害予防計画 (防災訓練・教育等)
第5章 災害応急対策計画 ⇒網掛以外は基本第2編
01職員動員計画、02災害広報計画
03水防計画⇒第3編)風水害
04避難救出計画、05食料供給計画
06衣料等物資供給計画、07給水計画
08医療救護計画、09防疫計画
10廃棄物処理等計画
11行方不明者捜索等計画
12障害物除去計画
13輸送計画
14労務供給計画、15文教対策計画
16警備計画、17融雪災害予防計画
18林野火災予防等計画⇒第3編)大規模火事
19海難予防・救助計画
20地震・津波災害対策計画⇒第2編)
21急傾斜地災害対策計画⇒第3編)土砂災害
22土砂災害対策計画⇒第3編)土砂災害
23雪害対策計画⇒第3編)雪害
24停電対策計画⇒第3編)大規模停電
25災害ボランティア連携計画
26自衛隊の災害派遣要請計画
27災害救助法の適用
第6章 港湾等防災対策計画 ⇒第3編)海上災害
第7章 原子力防災計画 ⇒第3編)原子力災害
第8章 災害復旧計画
資料編
本市防災会議条例・運営規程・情報連絡部設置要綱・名簿⇒第1編)へ
本市災害対策本部条例⇒第1編)
本市における災害関係協定締結状況⇒第1編)
本市津波避難計画(本編、資料編)⇒第2編)
避難勧告等の判断・伝達マニュアル⇒第2,3編)
(津波災害編・土砂災害編・洪水編)
指定避難所等の指定、避難所⇒第1編)
災害記録⇒第1編)
平成28年度北海道地震被害想定調査結果(本市関係分)⇒第2編)

第1編 総則
01計画の方針(目的、位置付け、構成、修正)
02市、防災関係機関及び市民等の役割
03業務の大綱(行政等の役割)
04市の災害環境(自然・社会環境、災害概況)
05想定する災害(地震・津波、個別災害)
06防災組織及び共通的な災害予防計画
01小樽市防災会議の組織
02小樽市災害対策本部の組織
03消防の体制
04自主防災組織等の育成
05避難行動要支援者等の支援対策の推進
06災害通信手段の整備
07避難警戒体制の強化
08感染症対策の推進
09防災教育・防災訓練計画
10地域防災計画・業務継続計画の見直し
07共通的な補足資料
01小樽市防災会議条例関連
02小樽市防災会議委員名簿
03小樽市災害対策本部条例
04気象予警報などの発表基準
05指定避難所等の一覧
06市における災害協定の一覧
07市における災害の記録
第2編 大規模震災対策(地震・津波)(基本編)
01対策の概括
02災害予防計画(市等の心構え、地震に強いまちづくり、情報伝達手段の多重化、ライフラインの予防対策等)
03災害応急対策計画(本部の設置・運営、職員等の安否確認、避難所の開設・運営等)
04災害復旧計画(罹災証明書、復旧事業計画)
05補足資料(災害情報報告書様式等)
第3編 個別災害対策(構成は基本、第2編と同様)
01風水害対策
02土砂災害対策
03雪害対策
04海難予防・救助対策及び港湾等災害対策
05原子力災害対策
06林野火災対策
07大規模停電対策
08その他の対策(道路、鉄道、危険物等、火山、航空、武力攻撃事態等、その他)

【本計画改訂の主な整理内容】

- ①総則で計画の位置付け・構成・各々役割、共通的な災害予防計画を記載し、計画の全体像を明瞭化。
- ②地震・津波の複合災害を基本形として、災害予防・応急対策の一連の対応が明瞭となるよう整理。
- ③各事象を個別災害として明記。第2編災害に個別災害が重なった場合の対応が認識できるよう整理。